京丹後市立学校教育職員の働き方改革推進及び業務量管理・健康確保措置実施計画

京丹後市教育委員会

令和８年４月 10 日策定

目　　　　　次

１．　本市の現状、計画の趣旨・・・3

２．　目標・・・4

３．　計画の期間・・5

４．　取組の方針、具体的内容・・・5

５．　計画の継続的な推進に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

１．本市の現状、計画の趣旨

京丹後市教育委員会では、平成30年７月に策定した「教職員の働き方改革実行計画」を令和３年７月に改定し、教職員の働き方改革の実現に向けた取組を進めてきた。

令和３年度時点は、時間外在校等時間が80時間を超える割合が40%を上回る月が毎年度あり、過年度からの経年で比較すると多少の減少は見られるものの、大きく改善するには至っていなかった。令和４年度から令和６年度においては改善が進み、40%を上回るような状況はなく、30%弱からその割合を少しずつ減少している状況となっている。しかし、依然として重点的な取組が必要な状況である。

こうした現状を踏まえ、今後さらに新しい時代に向けた教育を推進するためには、持続可能な学校体制の整備と、教職の魅力向上を図る必要がある。本市において、教職員一人ひとりが働き方を見つめ直し、子どもに向き合う時間を確保しつつ、一人ひとりの努力のみに依拠するのではなく、学校業務の構造的な見直し等も含めた大きな枠組の改革や組織的な改革を行っていく必要もある。

そのため、京丹後市教育委員会では、改定から数年が経過した本計画を、京丹後市教育振興計画（令和７年度改定）を踏まえて見直し、これまでの教職員の働き方改革の取組を、「働きがい」と「働きやすさ」にも着目して一体的に推進していく。加えて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき、より具体的な業務量管理・健康確保措置に資するものとして計画し、推進していくこととする。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況（年平均）】

年度	校種	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
令和６年度	小学校	月42:55	43.3%	3.2%
	中学校	月57:33	61.1%	16.1%

【「京丹後市教職員の働き方改革実行計画」における年次目標とする指標の達成状況】

評価指標（ＫＰＩ）	令和５年度目標	令和５年度結果	令和６年度目標	令和６年度結果
1　1か月の時間外在校等時間縮減（年平均）	60時間以内100%達成	72.4%	45時間以内100%達成	49.5%
	45時間以内 80%達成	47.3%		
2　退勤時刻を早める	午後７時100%達成	28.5%（53.9%）	午後７時100%達成	24.1%（48.8%）
3　１校１項目以上の業務改善実施	100%実施	100%達成	100%実施	100%
4　ストレスチェックにおける総合健康リスク値の全国平均未満	100%達成	100%達成（全国より12P良好）	100%達成	100%達成（全国より７Ｐ良好）

「2　退勤時刻を早める」の結果について、（　　）内の%は「できている」「だいたいできている」を合わせたもの

【本市の働き方改革における成果・課題、これからすべきこと】

（1）成果・課題

ア　教職員の労働環境の整備による時間外在校等時間の縮減の推進

・本市教育委員会により、ＩＣＴ機器の導入や更新、採点システムの導入や促進、留守番電話等の機器の設置等の教職員の時間外在校等時間縮減に資する

労働環境面の整備を推進した。

イ　整備された環境を生かした各校の実践促進

・ＩＣＴ機器の活用による校務・授業改善の充実、会議・研修等の効率化、留守番電話等の機器の導入や時差出勤制度試行、時程の工夫等、整備された環境の効果を発揮できる工夫が各校で展開・促進され、時間外在校等時間の縮減につながった。

ウ　働き方に係る教職員個々の意識の向上

・学校の環境整備の充実と各校における実践の充実を通し、所属教職員個々の働き方に関する意識は向上し、毎年度少しずつではあるが、時間外在校等時間は縮減傾向となっている。しかし、大幅な縮減には至っておらず、改革推進は不充分な状況に留まっている。

（2）目標達成に向けて具体的に着手すること

ア　突出した時間外在校等時間となる教職員（特に管理職）の働き方改革を進めること

イ　働き方改革として時間縮減が優先され、教育で大切にすべきしたい子どもの育成（保護者等との協力体制構築含む）とのバランスを保つこと

２．目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

ア　５年間で、１か月 80 時間超過者の割合を優先的に減らし、０％にする。（15%→０％）

イ　５年間で、１か月 45 時間以内となる割合を段階的に高め、最終的に 100%達成、さらには 30 時間以内となる割合 60%達成を目指す。（30 時間以内　50%→60%）

（2）教職員個々のワーク・ライフ・バランスや「働きがい」「働きやすさ」の充実等に関する目標

ア　業務改善について、本市教育委員会が主導するものや学校単位で工夫して取り組むものが、毎年度確実に実施されるようにする。

イ　教職員一人ひとりが、働き方改革を自分事として捉え、主体的に業務改善に取り組み、一人１項目以上を実施する。５年間で 100%実施を目指す。（80%→100%）

ウ　働く上での心身の健康維持の観点も踏まえ、学校の「働きやすさ」とも言える労働安全衛生管理体制の充実を５年間でより良くなるよう追求する。（80→100%）

エ　業務における「働きがいの向上」について５年間で教職員の業務に対して「働きがい」を感じる割合の向上を目指す。（60→80%）

オ　働き方改革により教職員と子どもとの関わりが増え、子どもの健やかな育成を進めるため、教職員との関わりに充実感を持つ児童生徒の割合を増やす（60→80%）

（3）取組達成状況の把握

ア　時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで得られる情報で把握し、その他の目標については、本市の勤務状況アンケートの結果等から把握する。また、全国学力・学習状況調査の子どもの質問紙結果からも把握する。

イ　ストレスチェックで得られる情報についても、教職員の「働きがい」や「働きやすさ」を示す資料として参考にする。

ウ　数値化した目標設定により、取組状況を可視化するが、アンケート回答で得られる教職員一人ひとりの声による具体的な状況把握を行う。

【年次目標とする指標（ＫＰＩ、段階的目標)】

評価指標（ＫＰＩ）	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
１． １か月の時間外在校等時間の縮減 (年平均)	45 時間以内 80%達成 ※80 時間超過 15%以下	45 時間以内 90%達成 ※80 時間超過 10%以下	45 時間以内 100%達成 ※80 時間超過 ５%以下	30 時間以内 50%達成 ※80 時間超過 ０%	30 時間以内 60%達成 ※80 時間超過 ０%
２．（１） 本市教育委員会が主導する業務改善の１項目以上の実施	100%達成	100%達成	100%達成	100%達成	100%達成
２．（２） 各校単位で工夫して行う業務改善の１校１項目以上の実施	100%達成	100%達成	100%達成	100%達成	100%達成
２．（３） 教職員が自分事として行う業務改善の１人１項目以上の実施	80%達成	85%達成	90%達成	95%達成	100%達成
３． 「働きやすさ」のある環境の充実	職場における「働きやすさ」を問うアンケートへの肯定的回答　80%達成	職場における「働きやすさ」を問うアンケートへの肯定的回答　85%達成	職場における「働きやすさ」を問うアンケートへの肯定的回答　90%達成	職場における「働きやすさ」を問うアンケートへの肯定的回答　95%達成	職場における「働きやすさ」を問うアンケートへの肯定的回答　100%達成
４． 「働きがい」を感じている割合の増加	職場における「働きがい」の状況を問うアンケートへの肯定的回答 60%以上達成	職場における「働きがい」の状況を問うアンケートへの肯定的回答 65%以上達成	職場における「働きがい」の状況を問うアンケートへの肯定的回答 70%以上達成	職場における「働きがい」の状況を問うアンケートへの肯定的回答 75%以上達成	職場における「働きがい」の状況を問うアンケートへの肯定的回答 80%以上達成
５． 先生が関わってくれていると思う子どもの割合の増加	全国学力・学習状況調査（全国学調）の子ども質問紙における「先生はあなたのよいところを認めてくれている」と思う割合 60%以上達成	全国学調の子ども質問紙における「先生はあなたのよいところを認めてくれている」と思う割合 65%以上達成	全国学調の子ども質問紙における「先生はあなたのよいところを認めてくれている」と思う割合 70%以上達成	全国学調の子ども質問紙における「先生はあなたのよいところを認めてくれている」と思う割合 75%以上達成	全国学調の子ども質問紙における「先生はあなたのよいところを認めてくれている」と思う割合 80%以上達成

３．計画の期間

〇令和８年度～令和 12 年度　　…　年度ごとに計画達成状況を確認し、前年度の状況を踏まえ、取組内容を整理・更新することも視野に入れておく。

４．取組の方針、具体的内容

（1）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直しの検討・推進

ア　教師以外が積極的に参画すべき業務について

①　部活動運営の適正化と教員の負担軽減（「３分類」⑬関係）

（ア）京丹後市部活動指導指針に基づく部活動運営

・部活動指針にて、生徒のバランスのとれた生活や成長へ配慮した休養日（休日を含む週２日）や活動時間を設定する。
・多様な活動目的が認められる部活動の在り方を目指し、指導者の意識改革を行う。
・関係機関・関係団体と連携し、休日の取組や大会の精選・工夫を促進する。
・地域等との連携も目指し、部活動指導、単独での引率等を行う部活動指導員の活用を推進する。
・部活動指針の内容について、上記の工夫改善に結びつくものとなるよう協議・検討を進める。

（イ）部活動の地域連携・地域展開についての協議（「３分類」⑬関係）

・生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現するため、府教育委員会とも連携する中で、部活動の地域スポーツクラブとの連携・地域展開について、その開始時期や具体的な方向性に係る協議・検討を進める。
・地域展開の実証事業として行われたり拠点校として実施されたりする一部の部活動について、その活動や状況から得られる成果・課題を継続的に検証する。

②　学校事務組織の整備等による学校経営体制の充実（「３分類」⑥⑦⑧関係）

・各学園の共同学校事務室のこれまでの実践から得られた成果を生かし、市内全域における事務等の効率化をさらに目指す。

イ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①　市配置によるスクール・サポーターの有効活用（「３分類」⑮⑯⑲関係）

・市配置の各種スクール・サポーターの配置充実に努め、多忙な教師の指導を支援する体制の充実を図る。

②　専門スタッフの配置等の促進（「３分類」⑲関係）

・多様な課題を抱える児童生徒にきめ細かな指導ができるよう、心のケアを行う府配置の「スクール・カウンセラー」や福祉の専門家である「まなび・生活アドバイザー」「スクール・ソーシャル・ワーカー」等の教師以外の専門スタッフの配置と有効活用に努め、相談、支援体制を充実させる。
・教師の事務負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導等に集中して取り組めるよう、教員業務支援員や、中学校においては地域等と連携する部活動指導員など、外部人材の活用を推進する。
・ＩＣＴ教育の円滑な実践や今後のさらなる発展に向けて、ＩＣＴ技術の専門家等（ＩＣＴ支援員）による支援・相談体制を充実させる。

（2）本市教育委員会との連携を踏まえた学校における取組の推進

ア　学校運営・指導体制の充実・強化

① 新しい時代の教育に対応した指導体制の整備

・新しい時代の教育に対し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるよう、府教育委員会とも連携し、引き続き加配配置による学校指導体制の充実・強化を図るとともに、小学校における教科担任制やチーム担任制の導入など新たな指導体制を検討・整備する。

・小学校における英語教育推進教員の配置、専科教員の配置、少人数授業加配の専科的活用を更に促進するなど、学校指導体制を充実・強化する。

② 各校が主体的に取り組む業務改善の実施

・自校における業務改善の課題について全教職員が自分事として捉えるように共有し、「校内働き方改革推進委員会」を校内で確実に機能させ、各学校が主体的に取り組む業務改善の推進を図る。

（働き方改革に係る校内ワークショップの活性化を通した推進、削減すべき業務の洗い出しと実践等）

イ　学校業務のさらなる改善の推進

① 本市教育委員会が主体となった業務改善の取組

・学校現場における業務改善をさらに推進・強化し、教員の負担軽減を図っていくため、時間外在校等時間調査、勤務状況アンケート等を実施し、各校の実態に応じた業務改善の取組、教員の負担軽減対策を支援する。（ペーパーレス化、文書取扱いの改善など）

・調査・統計について、重複排除に資する観点から、調査内容・実施時期等について検討する。

② 研修等の不断の点検・見直し

・研修が教員の資質能力の向上を図る上で大変重要であることを踏まえつつ、これまで見直しを進めてきた研修や会議などについて、今後とも真に必要な内容に精選する観点から、チャットやシートの活用等、手法も含めた点検と見直しを進める。

③ 夜間の電話に対する適切な取組の継続

・教員の勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせなどに対応するため、緊急時の連絡に支障がないよう対策を講じた上で、留守番電話やメールによる連絡対応を行う取組を継続し、市内全校に留守番電話機能付き電話機の設置完了を目指す。

④ ＩＣＴを活用した仕事の効率化

・校務支援システムや教員用個人端末等の一層の有効活用による事務負担の軽減を推進し、校務の効率化による時間外在校等時間の縮減を図る。

・電子黒板・教員用個人端末等を活用した効果の高い指導のデータベース化を進め、教材研究・指導が効率的に行えるようにすることで、教員の負担軽減、時間外在校等時間の縮減を図る。

（京丹後市教育委員会としての取組例）

◇校務支援システムを活用した出退勤時刻等の管理継続　　◇月例報告書類等、電子データによる提出の促進

◇教員用個人端末のアプリケーション機能のさらなる活用促進

（会議システムやアンケート機能、体温測定機能などの活用によるペーパーレス化をはじめとする作業内容の軽減）

・校務に係るＤＸ化を推進する。先進的に取り組む学校の取組事例や効果等を市内各校にも波及させ、業務改善につなげる。（ＡＩドリル、採点機能の活用等）

・生成ＡＩを活用した業務改善を模索する。授業づくり等を中心とした生成ＡＩの活用に係る実証研究を進め、業務改善につながる取組としての有効性を検証する。

ウ　働き方改革に向けた校内組織体制の強化

①　「校内働き方改革推進委員会」の機能化

・教職員の働き方の現状（時間・安全又は衛生に関する事項）を話し合う委員会を定例化するとともに、業務改善への工夫や業務の削減に関することに係る具体的な取組を検討・実施する中心的な組織としての機能化を図る。

②　働き方改革の推進に係るワークショップの展開

・各校において、働き方改革の推進に係るワークショップを展開し、教職員一人ひとりが働き方改革を自分事として推進できるようにする。

エ　学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進

①　地域とともにある学校づくりの推進

・コミュニティスクール（学校運営協議会制度）において、学校と保護者や地域の方々が目標やビジョンを共有し、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるとともに、学校と地域が連携・協働した活動（地域学校協働活動）を支援する。

②　ＰＴＡと連携・協働した働き方改革の取組の普及

・教職員の働き方改革に向けた取組を実効あるものとするため、ＰＴＡと連携・協働した取組の一層の具体化・普及を進める。

オ　学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進

①　上限時間の遵守に向けた取組の推進

・各学校における校務分掌の業務量の削減や平準化など、時間外在校等時間の上限（原則月 45 時間）の遵守を意識した取組を一層強化し、さらなる縮減を目指す。（年間の月平均 30 時間）

②　教職員の意識改革

・校長の強いリーダーシップはもちろんのこと、全教職員が働き方改革を自分事として一丸となって取り組むことで、勤務時間の上限遵守に向けた取組や必要性が乏しい慣習的な業務の廃止など、教職員の働き方改革に関する意識改革を進める。

・教職員一人ひとり、とりわけ管理職及び本市教育委員会を含む学校及び学校に関わる組織全体の業務改善意識の改革を進める。

カ　学校で働く教職員の働きがいの向上を追求

①　働きがいの向上の土台となる働きやすさに係る分析・追求

・教職員の働きがいの向上を実現する働きやすさの要素等を分析し、働きやすさにつながる学校現場の環境整備や心理的安全性の構築等を図る。

②　業務内容に係る働きがいに係る分析・追求

・教職員の働きがい向上につながる要素等を分析し、その向上に直結する取組等の充実と推進を図る。

（3）学校を支える本市教育委員会の取組推進

ア　働き方改革に係る環境整備の一層の推進

・部活動の在り方検討（新たな部活動指針の設定）、時差出勤制度試行の拡充、留守番電話の開始時間の再設定、時程、ペーパーレス化、ＦＡＸ廃止、押印廃止等

イ　時間外在校等時間が突出している教職員への改善の働きかけ

・個々の業務の進め方の見直し支援

・地域担当指導主事等の相談活動によるケア、管理職業務 11 時間インターバルの試行等

【参考「学校と教師の業務の３分類」】

・教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

・学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。 これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

【１】学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
③ 学校徴収金の徴収・管理 （公会計化等）
④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【２】教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答 … 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 … 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
⑧ ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
… 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 … 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
⑩ 校舎の開錠・施錠 … 校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 … 地域住民等の支援や、輪番等を促進
⑫ 校内清掃 … 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
⑬ 部活動 … 部活動の地域展開・地域連携を推進

【３】教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応 … 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
⑮ 授業準備 … 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を 促進
⑯ 学習評価や成績処理 … 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
⑰ 学校行事の準備・運営
… 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
⑱ 進路指導の準備 … 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 … 専門スタッフとの協働等を促進

5　計画の継続的な推進に向けた取組について

（1）各校の働き方改革の推進に向けて

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、関係団体等に対して本市における計画について周知を行うとともに、「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の具体の項目について協力を得られるように取り組む。

（2）計画の推進と並行して取り組む教育職員のメンタルヘルス

・教職員の心身の健康維持の観点から、学校における労働安全管理体制の充実が重要であり、ストレスチェック等のメンタルヘルス対策や学校の支援体制の充実、ハラスメントの防止や相談しやすい環境整備に引き続き努めるものとする。

・本市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

（3）計画の推進状況の報告

・計画に基づく取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間等の状況を把握し、毎年度、市のＨＰ等で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議等において報告することとする。